

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	障害者・障害児支援に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小金井市は、障害者・障害児支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都小金井市長

公表日

令和5年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者・障害児支援に関する事務
②事務の概要	<p>本市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供若しくは措置又は費用の徴収に関する事務2 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付に関する事務3 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務5 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務6 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務6-02 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務8 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する事務9 東京都重度心身障害者手当条例(昭和48年東京都条例第68号)による東京都重度心身障害者手当に関する事務
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1 障害福祉システム2 中間サーバー3 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)資格管理ファイル (2)支払ファイル (3)所得ファイル	

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供若しくは措置又は費用の徴収に関する事務 (1) 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第1 項番8 (2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令 第5号)第8条に規定される児童福祉法第21条の5の3第1項等</p> <p>2 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務 (1) 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第1 項番11 (2) 別表第一省令第11条に規定される身体障害者福祉法第15条第1項等</p> <p>3 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 (1) 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第1 項番12 (2) 別表第一省令第12条に規定される身体障害者福祉法第18条第1項等</p> <p>4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 (1) 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第1 項番14 (2) 別表第一省令第14条に規定される精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項等</p> <p>5 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 (1) 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第1 項番34 (2) 別表第一省令第25条に規定される知的障害者福祉法第15条の4等</p> <p>6-01 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務 (1) 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第1 項番46 (2) 別表第一省令第37条に規定される特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条等</p> <p>6-02 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務 (1) 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第1 項番47 (2) 別表第一省令第38条に規定される特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条等</p> <p>7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 (1) 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第1 項番84 (2) 別表第一省令第60条に規定される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条等</p> <p>8 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 (1) 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第1 項番98 (2) 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条</p> <p>9 東京都重度心身障害者手当条例(昭和48年東京都条例第68号)による東京都重度心身障害者手当に関する事務 (1) 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置) (2) 東京都行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条 (3) 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条</p>
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	----------	---------------------------------------

(情報提供)

1 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供若しくは措置又は費用の徴収に関する事務

(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番16、56の2、116

(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第12条に規定される児童福祉法第21条の5の3第1項等

2 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務

なし(情報提供は行わない。)

3 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務

なし(情報提供は行わない。)

4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務

なし(情報提供は行わない。)

5 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務

なし(情報提供は行わない。)

6-01 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務

なし(情報提供は行わない。)

6-02 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務

(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番26、56の2、87

(2) 別表第二省令第19条に規定される特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条等

7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務

(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番16、26、56の2、87、116

(2) 別表第二省令第12条に規定される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条等

8 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務

なし(情報提供は行わない。)

9 東京都重度心身障害者手当条例による東京都重度心身障害者手当に関する事務

なし(情報提供は行わない。)

(情報照会)

1 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務

(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番10、11、12

(2) 別表第二省令第9条、第10条に規定される児童福祉法第21条の5の3第1項等

2 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務

なし(情報照会は行わない。)

3 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務

(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番20

(2) 別表第二省令第14条に規定される身体障害者福祉法第18条第1項等

4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務

(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番25

(2) 別表第二省令第18条に規定される精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項等

5 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務

(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番53

(2) 別表第二省令第27条に規定される知的障害者福祉法第15条の4等

6-01 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務

(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番66

(2) 別表第二省令第37条に規定される特別児童手当等の支給に関する法律第5条等

6-02 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務

(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番67、68、69

(2) 別表第二省令第38条及び第38条の2に規定される特別児童手当等の支給に関する法律第19条等

7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付、自立支援医療費、療養介護医療費若しくは基準該当療養介護医療費の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務

(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番108、109、110

(2) 別表第二省令第55条に規定される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条等

8 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報

(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番120

9 東京都重度心身障害者手当条例による東京都重度心身障害者手当に関する事務

(1) 番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限)

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条

②法令上の根拠

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 福祉保健部自立生活支援課

②所属長の役職名 福祉保健部自立生活支援課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	小金井市総務部総務課情報公開係 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9926
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	小金井市福祉保健部自立生活支援課 小金井市本町六丁目6番3号 042-387-9841

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の名称	障害者・障害児給付に関する事務	障害者・障害児支援に関する事務	事後	
平成28年5月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>当該事務は、児童福祉法に基づく障害福祉サービスに関する事務である。本市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務</p>	<p>本市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供若しくは措置又は費用の徴収に関する事務</p> <p>2 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付に関する事務</p> <p>3 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務</p> <p>4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (上欄の続き)		5 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 6 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務 6-02 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務 7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 8 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する事務	事後	
平成28年5月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ③ システムの名称	障害者福祉システム	1 障害システム 2 中間サーバー	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第一 項番82 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令 第5号) 第8条第1号、第3号及び第4号に規定される児童福祉法第21条等	1 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供若しくは措置又は費用の徴収に関する事務 (1) 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第1 項番8 (2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令 第5号)第8条に規定される児童福祉法第21条の5の3第1項等 2 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務 (1) 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第1 項番11 (2) 別表第一省令第11条に規定される身体障害者福祉法第15条第1項等 3 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 (1) 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第1 項番12 (2) 別表第一省令第12条に規定される身体障害者福祉法第18条第1項等 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 (1) 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第1 項番14 (2) 別表第一省令第14条に規定される精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令条の根拠 (上欄の続き)		5 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 (1) 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第1 項番34 (2) 別表第一省令第25条に規定される知的障害者福祉法第15条の4等 6 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務 (1) 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第1 項番46 (2) 別表第一省令第37条に規定される特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条等 6-02 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務 (1) 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第1 項番47 (2) 別表第一省令第38条に規定される特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条等 7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 8 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 (1) 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置)及び別表第1 項番98 9 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	<p>I 関連情報</p> <p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p> <p>② 法令上の根拠</p>	<p>(情報提供) 1 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番8、10、11及び142 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) (1) 第7条第2号 (2) 第9条 (3) 第10条 (4) 第11条 (5) 第12条第1号イ、リ、ル (6) 第30条第6号及び第11号 に規定される児童福祉法第24条等(情報照会) 1 番号法別表第19条第7号及び別表第二 項番10、11、12、16及び56の22 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (1) 第9条 (2) 第10条 (3) 第12条第1号イ、リ、ル (4) 第30条 に規定される児童福祉法第21条等</p>	<p>(情報提供)</p> <p>1 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供若しくは措置又は費用の徴収に関する事務</p> <p>(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番16、56の2、116</p> <p>(2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第12条に規定される児童福祉法第21条の5の3第1項等</p> <p>2 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務</p> <p>なし(情報提供は行わない。)</p> <p>3 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務</p> <p>なし(情報提供は行わない。)</p> <p>4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務</p> <p>なし(情報提供は行わない。)</p> <p>5 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務</p> <p>なし(情報提供は行わない。)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠 (上欄の続き)		6-01 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務 なし(情報提供は行わない。) 6-02 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務 (1) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番26、56の2、87 (2) 別表第二省令第19条に規定される特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条等 7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務 (1) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番16、26、56の2、87、116 (2) 別表第二省令第12条に規定される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条等 8 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 なし(情報提供は行わない。)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠 (上欄の続き)		(情報照会) 1 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務 (1) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番10、11、12 (2) 別表第二省令第9条、第10条に規定される児童福祉法第21条の5の3第1項等 2 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務 なし(情報照会を行わない。) 3 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 (1) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番20 (2) 別表第二省令第14条に規定される身体障害者福祉法第18条第1項等 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 (1) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番25 (2) 別表第二省令第18条に規定される精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項等 5 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 (1) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 項番53 (2) 別表第二省令第27条に規定される知的障害者福祉法第15条の4等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠 (上欄の続き)		6-01 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務 なし(情報照会を行わない。) 6-02 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務 (1) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 項番67、68、69 (2) 別表第二省令第38条に規定される特別児童手当等の支給に関する法律第19条等 7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付、自立支援医療費、療養介護医療費若しくは基準該当療養介護医療費の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 (1) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 項番108、109、110 (2) 別表第二省令第55条に規定される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条等 8 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報 (1) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 項番120	事後	
平成28年5月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉保健部自立生活支援課長 堀池 浩二	福祉保健部自立生活支援課長 藤井 知文	事後	
平成28年5月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成26年12月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成26年12月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	
平成29年4月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年4月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成30年5月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成28年12月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	
平成30年5月2日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成28年12月1日時点	平成30年2月1日時点	事後	
平成30年5月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉保健部自立生活支援課長 藤井 知文	福祉保健部自立生活支援課長 加藤 真一	事後	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉保健部自立生活支援課長 加藤 真一	福祉保健部自立生活支援課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成30年2月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	—	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 8. 監査	—	自己点検、内部監査	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人が(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ② 事務の概要	—	9 東京都重度心身障害者手当条例(昭和48年東京都条例第68号)による東京都重度心身障害者手当に関する事務	事後	
令和3年6月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱う事務 ③ システムの名称	1 障害システム 2 中間サーバー	1 障害システム 2 中間サーバー 3 団体内統合宛名システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	—	9 東京都重度心身障害者手当に関する事務 (1) 番号法第9条(利用範囲)、第16条(本人確認の措置) (2) 東京都行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条 (3) 小金井市個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条	事後	
令和3年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	6-01 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務 なし(情報照会を行わない。) 6-02 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務 (1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 項番67、68、69 (2) 別表第二省令第38条に規定される特別児童手当等の支給に関する法律第19条等	6-01 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務 (1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 項番66 (2) 別表第二省令第37条に規定される特別児童手当等の支給に関する法律第5条等 6-02 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務 (1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 項番67、68、69 (2) 別表第二省令第38条及び第38条の2に規定される特別児童手当等の支給に関する法律第19条等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	—	(情報提供) 9 東京都重度心身障害者手当条例による東京都重度心身障害者手当に関する事務なし(情報提供は行わない。) (情報照会) 9 東京都重度心身障害者手当条例による東京都重度心身障害者手当に関する事務 (1) 番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限) (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条	事後	
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か(いつ時点の計数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条8号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人が(いつ時点の計 数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か(いつ 時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人が(いつ時点の計 数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か(いつ 時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	